

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年9月11日（同年10月3日補正）付けで提起した処分庁下野市長による令和元年7月12日付令和元年度国民健康保険税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当であるとする審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 平成28年度及び平成29年度国民健康保険税納税通知書に「所得割率…被保険者の前年中の総所得額から基礎控除額を控除した後の額に掛ける税率です。」との記載がある。
- (2) (1) の記載に基づき、平成28年度及び平成29年度市・県民税納税通知書における総所得金額により検算を行ったところ、それぞれ当該年度の国民健康保険税の所得割額に合致した。
- (3) 平成29年に、次年の国民健康保険税に係る改訂通知はなかった。
- (4) ゆえに、平成30年中の所得に係る令和元年度国民健康保険税の算定においても(2)と同様に算定すべきであり、令和元年度市・県民税納税通知書の総所得金額欄に記載のある額から基礎控除額である330,000円を控除した額が所得割基礎額となるべきであり、分離譲渡所得を所得割基礎額に加算した本件処分は誤りである。
- (5) 以上のことから、本件処分の取消しを要求する。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件処分に違法、不当な点はないとして、本件審査請求を棄却するよう、求めている。

- (1) 国民健康保険税額は、下野市国民健康保険税条例（平成18年下野市条例第61号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額となる。
- (2) また、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は、それぞれの所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額となる（条例第3条から第9条の3まで（第4条、第7条及び第9条を除く。))。

- (3) (2) の課税額ごとの合算額が当該課税額の賦課限度額を超える場合には、賦課限度額を課税額とする。
- (4) 上記により、審査請求人の令和元年度国民健康保険税を算定したものである。
- (5) なお、審査請求人が主張する分離譲渡所得については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第36条第1項及び条例附則第8項の規定により、国民健康保険税の所得割額算定において総所得額に加える事が規定されている。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分は、関係法令の規定及びその解釈に基づき適正に行われており、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、本件処分の国民健康保険税額の算定にあたっては、分離譲渡所得を除外した総所得金額に所得割率を乗じて算定すべき、具体的には市・県民税納税通知書の総所得金額から基礎控除額330,000円を控除した金額が所得割基礎額になるべきものであると主張する。
- (2) (1) の主張は、平成28年度及び平成29年度の市・県民税納税通知書に記載された総所得金額を基に、審査請求人が当該年度の国民健康保険税額を「検算した」結果を前提としているものである。
- (3) 確かに、審査請求人の平成28年度及び平成29年度の住民税課税状況確認票に記載された総所得金額を基に、各当該年度の国民健康保険税額を算定した場合、審査請求人の当該年度の国民健康保険税額となる。
- (4) しかし、これは、平成28年度及び平成29年度市・県民税の算定対象となる各前年の平成27年中及び平成28年中にそれぞれ分離譲渡所得が無かったことによるものであり、これを根拠とした国民健康保険税額の算定にあたっては分離譲渡所得を除外した総所得金額に所得割率を乗じて算定すべきという審査請求人の主張は、審査請求人独自の解釈であると言わざるを得ず、また、審査請求人の主張するような国民健康保険税額の算定について定めた法的根拠は存在しない。
- (5) また、審査請求人は、弁明書に対する反論書において、「法令事前通知のない『法令に従って賦課』を否認」と述べており、これは主張の意図が不明瞭であるが、事前に法令の改正等について納税義務者に対し通知がない賦課は違法又は不当であるとする主張であると解される。
- (6) しかし、本件処分について、事前通知を義務付ける法及び条例の規定は存

在せず、この主張には根拠がない。

(7) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年1月10日 審査庁から諮問書を受理

令和2年2月21日 調査審議（第1回審査会）

令和2年3月6日 答申書調整（第2回審査会）

第5 審査会の判断の理由

1 審査手続の適正性

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 裁決についての考え方の適正性

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、条例第2条第1項の規定により、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額の合算額とすることとされている。また、それぞれの課税額は同条第2項から第4項までの規定により、所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とすることとされている。

イ アのそれぞれの課税額における所得割額は、条例第3条第1項、第6条及び第8条の規定により、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額に、それぞれ国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額にあつては100分の6.3を、後期高齢者支援金等課税額にあつては100分の2.2を、介護納付金課税額にあつては100分の1.9を乗じて算定することとされている。

ウ また、国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額については、それぞれ賦課限度額が定められており、ア及びイで算定した額が当該賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額がそれぞれ課税額となる。

(2) 課税における譲渡所得の取扱いについて

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第31条第1項において、個人が所有する土地又は建物等で、譲渡した年の1月1日現在で所有期間

が5年を超える場合、当該譲渡による譲渡所得については、これを長期譲渡所得として他の所得と区分し、その金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課すという、長期譲渡所得の分離課税について規定されている。

また、市・県民税についても法第313条第2項により、所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による計算の例によって算定するものとされ、法附則第34条第4項により、分離課税が採用されている。

イ 所得税や市・県民税の場合と異なり、国民健康保険税の課税額における分離譲渡所得については、法附則第36条第1項及び条例附則第8項により、国民健康保険税の所得割算定において総所得額に加えることが規定されている。

ウ よって、本件処分において、分離課税の対象となる長期譲渡所得については国民健康保険税の税額算出基礎から除外されるべきとする審査請求人の主張には法的根拠がない。

エ また、審査請求人が提出した弁明書に対する反論書においての「当該納税通知書における総所得金額についての詳細記載がない。」という旨の主張は、処分庁の事務執行に対する要望と認められる。さらに「職員のように法令集を支給されておらず、職員のように法令を知り得ることができないため、法令事前通知のない『法令に従って賦課』を否認する。」という旨の主張については、事前に納税義務者に対し法令及び法令等の改正について通知がない賦課は違法又は不当であると解されるが、本件処分について、法令集の支給及び事前通知を義務付ける法令等の規定は存在しないため、審査請求人の主張には理由がない。

オ なお、法令等が成立した場合、その内容を公表して、一般に人が知ることができる状態におくこととする公布については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づき、下野市においては、下野市公告式条例（平成18年下野市条例第3号）第2条第2項の規定により、下野市笹原26番地の下野市役所にある掲示場に掲示して条例の公布を行うことで、一般に人が知ることができる状態においている。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

下野市行政不服審査会
会長 溝邊 岳秋
委員 手塚 英男
委員 稲生 芳弘